

# 国際行政論 第10回

---

城山 英明

## 第11章 平和活動・安全保障

### 11-1 紛争解決・紛争管理と平和活動・安全保障の課題

---

- 利害対立としての紛争を除去することは容易ではないbut紛争の形態をコントロールすることは可能
- ガルトウング：行動コントロール（behavior control = 破壊的行動を限定し紛争行動へ）、紛争解決（conflict resolution）
- ザートマン：紛争解決、紛争管理（=手段の除去、中立化、コントロール）

## 11-1 紛争解決・紛争管理と平和活動・安全保障の課題

### (1) 平和活動 (peace operation)

- 紛争予防：平和の基盤が揺らいだ時に外交努力により補強
- 平和創造：外交・調停等により進行中の紛争停止
- 平和維持：停戦監視
- 平和構築：単なる戦争欠如以上の平和基盤再確立 = 軍事的紛争の政治的紛争への移行

## 11-1 紛争解決・紛争管理と平和活動・安全保障の課題

### (2) 課題

- 「準国家」「破綻国家」
- 民軍関係の重要性 ← 軍事的秩序維持 + 制度建設
- 秩序維持・平和維持と一定の価値に基づく正義の 딜레마
- 一定の兵力の必要 - 地域組織との連携

### (3) 新たな課題

- 非伝統的安全保障：健康危機管理、人道、サプライチェーン・ロジスティクス、経済安全保障、エネルギー安全保障、バイオセキュリティ、核セキュリティ・・・ - 相互作用としての複合リスク管理問題

cf.事例3

## 11－2 平和維持活動の展開

### (1) 国際連合における平和維持活動の原型

- 平和維持活動の原型：紛争当事者間に国際部隊を配置することで、平和の維持を図る
- 1956年7月スエズ危機時国連緊急軍（UNEF）エジプト・イラエル間
- 関係国政府の同意
- 紛争当事者の一方的行為を抑止する手段として国際部隊等の国際的プレゼンス確保
- 部隊構成は中立性を確保するため安全保障理事会常任理事国や特別利害を持つ国を排除
- 本質的に国内的性格を持つ事態への利用排除
- 1958年10月：「UNEFの設置及び活動に基づく経験の研究摘要」（A/3943）：基本原則提示

## 11－2 平和維持活動の展開

### (2) ガリ事務総長の下での「平和への課題」と「追補」

- 1992年1月：「平和への課題」（A/47/277-S/24111）
- 予防外交（信頼醸成措置、早期警報、予防展開等）、平和創造（憲章第6章：平和的手段、7章制裁措置も有り）、平和維持、平和構築という4段階の活動
- 軍事的制裁：こうした行動も辞さないという選択権を持つことが肝要
- 停戦が合意されても守られないことへ対応するため、安全保障理事会が、明確に定義された状況においては、その委任事項を事前に明記したうえで、通常の平和維持軍よりも重装備な平和実施部隊の利用を考慮するよう勧告した。
- 平和維持活動：文民の政務担当者、人権監視員、選挙担当員、難民・人道的援助専門家、警察官などが、軍事要員に劣らぬ中心的な役割を演じることが必要となっている

## 11-2 平和維持活動の展開

### (2) ガリ事務総長の下での「平和への課題」と「追補」

- 平和構築：紛争当事者の武装解除、秩序の回復、兵器の管理および可能ならばその破棄、難民の送還、治安維持要員用の諮問および訓練面での援助、選挙の監視、人権擁護努力の強化、政府機関の改革あるいは強化、公式および非公式の政治参加過程の促進など
- 平和実施部隊のソマリアにおける失敗
- 1995年1月：「平和への課題 追補」(50/60-S/1995/1)
- 安全保障理事会が実施任務を加盟国グループに委ねた場合のメリット（国連の実施能力付与）とデメリット（信頼性に否定的影響）
- 指揮統一の問題－困難な状況下では効果的な情報能力必要
- 平和実施部隊の活用については慎重な態度⇒実務の多くはNATOに

## 11-2 平和維持活動の展開

### (3) プラヒミ報告

- 2000年：「国連平和活動に関するパネル報告」(A/55/305-S/2000/809)
- 「どれだけの善意をもってしても、信頼できる兵力を展開できる根本的能力に代わることはできない」－一定の軍事的能力確保の主張
- 被害者と加害者との区別を躊躇したことが、1990年代に国際連合平和維持の地位と信頼が失墜した最大の原因
- 複合型の平和維持活動
- 平和維持要員と平和構築要員の連携が重要、「即効性プロジェクト」に資金利用できる柔軟性必要
- 情報活動重視
- 「迅速で効果的な展開能力」－停戦・和平合意直後の6～12週間勝負
- 実際に、PKOと軍事活動を連続的にとらえる傾向

## 11-2 平和維持活動の展開

### (4) 最近の平和維持活動の展開

- 1990年代後半には規模を縮小したが、その後、再度、2004年以降急増
- 地域組織の役割が拡大 – NATO、AU  
cf. 待遇によるAUから国連への人材流出問題
- 発展途上国からの要員派遣が多い – 2012年の主要要員提供国：パキスタン、バングラディッシュ、インド、エチオピア、ナイジェリア、ルワンダ

## PKOの予算額の動向

表 9-3 主な国際組織の予算動向 (1)

[単位：100万ドル]

	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
<b>国連</b>													
通常予算	1,088	1,113	1,113	1,289	1,289	1,613	1,613	1,879	1,879	2,157	2,157	2,320	2,320
PKO 予算	3,233	1,999	2,591	2,633	2,824	5,069	5,025	5,246	6,747	7,310	7,364	7,060	7,842
計	4,321	3,112	3,704	3,922	4,113	6,682	6,638	7,125	8,626	9,467	9,521	9,380	10,162
<b>UNICEF</b>													
コア・ファンド	537	658	658	618	626	790	793	1,043	1,090	1,067	1,055	965	1,071
予算外資金	468	1,021	1,214	1,454	1,688	1,974	2,733	1,713	1,894	2,294	2,189	2,718	2,633
計	1,005	1,679	1,872	2,072	2,314	2,764	3,526	2,756	2,984	3,361	3,244	3,683	3,704

## 11-3 複合的平和維持活動の実施過程－事例 cf. 近年のスーダン、アフガニスタン

(1) カンボジア

<和平過程> パワーシェアリング→移行期間国連統治下

<実施過程> UNTAC

<評価> : UNTAC活動全体については条件付き成功

□ 失敗

動員の遅れ

一般行政部門：プノンペン政権を十分にコントロールできなかった－主たる業務を選挙実施の公平確保のためにコントロールチームによる監視実施に限定

動員解除もできなかった－軍事部門においても選挙実施の支援に目的再編

□ 成功

情報部門

難民帰還活動

選挙部門

□ 国連は、合意形成段階、実施段階で役割

表 12-3 カンボジア事例年表

紛争過程	1975年 4月	ボル・ポト派プノンベン制圧。
	79年	ヴェトナムに支援されたプノンベン政権樹立。
	82年	ソン・サン派、シアヌーク派、ボル・ポト派の三派連合形成。
和平過程	87年 12月	シアヌーク国王、フン・セン首相（プノンベン政権）非公式会合（パリ）。
	88年 7月	ジャカルタ第1回非公式会合。
	89年 2月	ジャカルタ第2回非公式会合。
	89年 7月	第1回パリ会議。
	9月	ベトナム軍のカンボジア撤退。
	91年 10月	第2回パリ会議——パリ和平協定調印。
実施過程	92年 2月	国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）設置。
	6月	武装解除をボル・ポト派が拒否。
	93年 5月	選挙実施。
	97年	フン・センによるクーデタ。
	2000年	武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）の議論。

## 11-3 複合的平和維持活動の実施過程

(2) 旧ユーゴスラビア

<和平過程> 国連保護隊1・2→NATO空爆→デイトン合意→コソヴォNATO空爆→軍事技術協定

<実施過程> NATO和平実施部隊@ボスニア、コソヴォ安全保障部隊+国連コソヴォ暫定行政ミッション

<評価>：歴史上もっとも複雑かつ高価なオペレーション－全体的には失敗

- UNPROFOR2において規定された、「安全地帯 (safety areas)」保護機能失敗
- 1993年6月安保理決議第844号：任務遂行のための増員求めたものの、34000人増の要請に対して、安保理は7600人の増員を認めただけ
- 中立性・公平性をめぐる課題 cf. 国連の本部と現場の齟齬
- 人道援助の実施体制の問題

ボスニアではUNHCRが人道援助組織を登録し、紛争当事者との交渉をほぼ一元行う（物資量は紛争前の人口比率で配分）

コソヴォでは、UNHCRはNATOと一体化して行動

- 主要国間、特に、安保理常任理事国メンバー間において問題認識にズレ

図 12-1 旧ユーゴスラヴィア連邦



表 12-4 旧ユーゴスラヴィア連邦事例年表

	年 月	事 項
〔スロヴェニア、クロアチア〕		
過紛 程争	1991年 6月	スロヴェニア、クロアチアが旧ユーゴスラヴィア連邦からの独立宣言。
和 平 過 程	7月	EUの仲介によりスロヴェニアと旧ユーゴスラヴィア連邦政府が停戦合意。
	9月	国連決議 713 (武器禁輸、国境保持)。
	1992年 1月	クロアチア軍、旧ユーゴスラヴィア連邦軍停戦合意。 EUがスロヴェニア、クロアチアを国家承認。
過実 程施	2月	国連保護隊 (UNPROFOR) 派遣。

〔ボスニア〕

紛 争 過 程	1992年 2月	住民投票で6割独立賛成。
	4月	アメリカ、EUがボスニア国家承認。
	5月	セルビア、モンテネグロが新ユーゴスラヴィア形成宣言。
	8月	国連安保理によるセルビア、モンテネグロ経済制裁決議。 UNPROFOR 2 設立。
和 平 過 程	93年 1月	ヴァンス・オーウェン 10 分割案。
	7月	オーウェン・ストルテンベルグ 3 分割案。
	94年 1月	明石国連事務総長特別代表着任。
	7月	5 カ国コンタクト・グループによる 2 分割案。
	8月	セルビアとボスニア内セルビア人の断交宣言。 NATO がサラエヴォ近郊でセルビア人空爆。
	12月	カーター元アメリカ大統領仲介。
	95年 1月	4 カ月停戦合意、発効。
	5月	停戦協定失効で戦闘激化。 NATO がサラエヴォ近郊空爆。
	8月	NATO がボスニアのセルビア人拠点大規模空爆。
11月	デイトン和平合意。	
実 施 過 程	95年末	NATO が和平実施部隊 (IFOR) を展開し、デイトン合意の履行状況監視。 OSCE が民生面担当。
	96年12月	IFOR は和平安定化部隊 (SFOR) と名称変更。民軍協力に取り組む。

〔コソヴォ〕		
紛争過程	1991年 98年 99年 3月	住民投票で独立路線が99%支持。 セルビアが中心となって新ユーゴスラヴィア連邦軍を派遣し、紛争激化。 国連安保理の授權なしでNATOが空爆開始。
和平過程	5月 6月	G8外務大臣会合議長声明。 NATOと新ユーゴスラヴィア連邦共和国間で軍事技術協定締結。 国連安保理決議1244—G8原則と軍事技術協定を追認。
実過 施程	6月	軍事技術協定に基づきコソヴォ安全保障部隊 (KFOR) 展開。国連事務総長特別代表が率いる文民組織とNATOが率いる軍事組織の2本立てで展開。

## 11-3 複合的平和維持活動の実施過程

### (3) 組織間連携と複合型平和維持活動の実効性規定要因

- 主要国間の合意形成
- 受入国内の政治状況（国内合意形成）
- 国連内・外の組織運用
- タイミング（疲労感の認識等ripeness）

表 12-5 カンボジアと旧ユーゴスラヴィアにおける PKO の比較

	カンボジア	旧ユーゴ
和平協定の主要な担い手	国連	NATO, G8 (国連は事後的に正当化)
実施の主要な担い手	国連	NATO
主要国間 (P5) の合意	○	△
国際組織間の合意	○	△
当事者間の合意	△	×
実効性	○	△

## 11-4 平和活動における非政府組織の役割

### (1) 非政府組織の活動事例

<MRA (Initiative for Change) > : 1979-80年ジンバブエ

<カーターセンター> : 1989-90年ニカラグア

<インターナショナル・アラート> : 1986-89年ウガンダ

### (2) 非政府組織の活動手段

- 仲介 : 入口、出口
- 技術援助 : 軍統合、信頼醸成、紛争管理、選挙

### (3) 非政府組織の活動における課題

- 当事国の合意調達
- 政府レベルの活動との連携 cf. アカウンタビリティ確保の課題
- 各非政府組織の比較優位をどのように設定するのか 例 : フィジー

## 11 – 5 国際刑事司法

### (1) 国際刑事司法の活性化

- 免責付与への反対：矯正司法 (retributive justice)
- 平和と司法、免責と訴追のディレンマは存在
- 司法と平和が調和的な場面もある
- 修復的司法 (restorative justice) 的な手法 (⇔矯正司法) を活かす必要も

### (2) 国際刑事司法の手法と運用 – ICTYの場合

- 国際刑事司法の運用における様々な困難
  - ・証人からの聞き取り調査：証人たちが国際刑事司法自体に強い猜疑心を持つ
  - ・証言の「汚染 (contamination)」
  - ・埋葬されている場所の掘り起こしの必要と意味
  - ・共同犯罪計画 (Joint Criminal Enterprise, JCE)
- 比較優位である司法的公平性を一定程度示したこともあった
- 紛争後社会の集団記憶形成に果たしうる役割
  - ・Butジェノサイドの立証の証拠収集が定型性・共通性のある殺傷方法等に関心があるのに対し、集団記憶形成に際しては被害者の特定性・個別性のある情報が求められるため、ギャップが存在

## 11 – 5 国際刑事司法

### (3) 真実究明委員会の手法と運用 – 東ティモール受容真実和解委員会

- 「コミュニティ和解プロセス」: but加害者が罪を告白し、謝罪し、ある場合には一定の償いを行うことで、加害者が許され、コミュニティに復帰するというプロセスは重大犯罪でない犯罪に限られていた

### (4) 新たな制度化 – 国際刑事裁判所 cf. 近年の脱退の動き

- 国際刑事裁判所 (ICC) : 1998年7月国際刑事裁判所に関するローマ規程により設立
- 各国の協力に依存 – 「補完性の原則」
- 国内統治が脆弱な締約国が自国内の事態を自己付託する事例
- 職員の採用では、ICCは世界の主な法制度が確実に代表されるようにするという考え
- 被害者参加・賠償部 – 実務的課題 (誰、接触の仕方、訴訟参加手続き)

## 11－5 国際刑事司法

(5) 課題 cf. 河島

- 残余メカニズム (IRMCT: International Residual Mechanism for Criminal Tribunals) への移行— ICTY・ICTRの残務処理
- 外部要因的課題
  - ・70国以上が非締約国 (アメリカ、ロシア、中国等)
  - ・自国や支援国がICCの予備調査・捜査・訴追の対象となることへの反発— アフリカに訴追が集中していることに対する、アフリカ諸国からの不満・脱退の動き

(6) 新たな動き cf. 河島

- 地域機関による刑事裁判所設立 (EUによるコソボ特別法廷、AUによるアフリカ特別法廷 (セネガル)、アフリカ人権裁判所の管轄権拡大)
- 証拠収集・記録のための調査委員会、事実調査団、独立メカニズム等設立— 国際法上の重大犯罪訴追・捜査支援のための独立メカニズム (Independent mechanisms) — 国連総会、国連人権理事会等の決議によって設立— 国内レベル、地域レベル、国際レベルでの刑事裁判が将来可能になったときのために、証拠収集・記録をして事件ファイルを作る— 例: シリア、ミャンマー

## 11－6 非伝統的安全保障

### 11－6－1 核技術の管理 1

(1) 核不拡散

<核兵器>

- 1945年8月: アメリカによる広島・長崎における原爆投下
- 1949年: ソ連原爆実験成功
- 1952年: イギリス原爆実験成功
- 1960年: フランス原爆実験成功
- 1964年: 中国原爆実験成功

<原子力平和利用拡大>

- 1953年: 「平和のための原子力」byアメリカ・アイゼンハワー大統領
- 1957年: IAEA発足
- 1958年: EURATOM (欧州原子力共同体) 発足

<軍縮>

- 1959年: 10カ国軍縮委員会
- 1962年: 18カ国軍縮委員会
- 1961年: 国連総会決議 (「アイルランド決議」) — 核兵器国は非核兵器国による核兵器保有を助けず、非核兵器国はいかなる形でも核兵器の管理を獲得しない
- 1965年: アメリカは18カ国委員会において核不拡散条約の草案を提出
- 1967年: 核不拡散条約署名のために開放— 1970年発効

## 11-6-1 核技術の管理

### (1) 核不拡散

#### <核不拡散条約>

- 核兵器国の不拡散義務（第1条）
- 非核兵器国の核兵器取得の禁止（第2条）
- 保障措置：非核兵器国の義務遵守を担保する措置（第3条）
- 核保有国に核軍縮義務（第6条）
- 非核保有国の利用促進のために原子力平和利用に関する規定（第4条）

#### <対立構図>

- 核保有国と非核保有国である非同盟およびその他諸国の対立
- 1998年：新アジェンダ連合設立－原理原則論ではなく、核兵器廃絶への「明確な約束」をさせた上で、実践的な核軍縮・不拡散措置を検討するという方策
- 2010年：2000年再検討会議における日本オーストラリア共同提案や2008年の核不拡散・核軍縮に関する国際委員会共同設置を契機として、軍縮・不拡散イニシアティブを日本、オーストラリアにより外相レベルで立ち上げ
- 2010年：スイス等の主導により人道グループが活動を開始した。非人道的影響に着目することで核軍縮における停滞打破を目指して、2010年再検討会議で活動を展開－2012年には核兵器の非合法化にむけた努力を強化すべきとの共同ステートメントを出し、2013年及び2014年には核兵器の非人道的影響に関する会議を開催

## 11-6-1 核技術の管理

### (2) 原子力技術利用における保障措置

- 1957年：IAEA発足－「平和利用物質（核物質だけではなく資機材も含まれている）が軍事目的のために使用されていないことを確認する」ことを目的に保障措置制度設置運用
- 1961年：INFCIRC/26
- 1965年：INFCIRC/66－1968年改定（INFCIRC/66 Rev2）－保障措置の対象の具体的範囲、内容等は、個別交渉で決まる－核物質だけではなく施設・設備を含む場合も
- 1970年：核不拡散条約（NPT）発効
- 1971年：包括的保障措置協定モデル協定文書（INFCIRC/153）
- ・国内計量管理制度（SSAC：State System of Accounting for and Control）確立・維持
- ・原子力施設の核物質取り扱い箇所を物質収支区域（MBA：Material Balance Area）と規定し、その区域に出入りする核物質の量及びある時点で在庫量を確定するために、核物質を厳密に計量
- 対象は施設等を除き、核物質に限定－予算・人員上の制約

## 11-6-1 核技術の管理

### (3) 冷戦後の脅威の拡散と保障措置体制の強化

- イラクにおける核兵器開発疑惑
  - ・従来の包括保障措置協定では、ウラン濃縮施設の建設計画が推進されていても、核物質が搬入されていなければ、協定違反とはならなかった
  - ・検認対象となっている核物質の転用の有無の判断しか行うことができず、検認対象になっていない核物質が存在した場合は、転用の有無について結論を出せなかった
- 北朝鮮
  - ・使用済み燃料を再処理して回収したプルトニウムが未申告なのではないかという疑惑から、IAEAは特別査察実施のための協議を北朝鮮と開始したが、北朝鮮は受け入れを拒否したため、結果として国連の安全保障理事会に対応を求める他なかった
- 1997年：「モデル追加議定書」(INFCIRC/540)
  - ・幅広い情報提供要求 – 核物質の種類や量及びその取扱施設に特化した情報の提供だけでなく、核兵器に組み込むことができる核物質生産の可能性を特定することを目的とした、幅広い原子力活動の情報提供要求
  - ・補完的アクセス – 核物質を取り扱わない箇所にアクセスすることにより申告の完全性を確認するための検認活動

## 11-6-1 核技術の管理

### (4) 核セキュリティ

- 1987年：核物質防護条約発効
- 2001年：9.11事件
- 2002年：「核セキュリティ」概念登場@IAEA総会
- 2003年：IAEA組織再編 – 核物質防護および物質のセキュリティ室→核セキュリティ室、原子力安全局→原子力安全・セキュリティ局
- ただし、憲章上規定無い点、自発的拠出金に依存している点でその活動には限界

## 11-6-2 生命科学・技術の管理

### (1) 生物兵器-ジュネーブ議定書・生物兵器禁止条約

- 1925年：ジュネーブ議定書により利用禁止（早期から利用禁止が規範化されていた点で、生物兵器、化学兵器は核兵器とは異なっていた）-開発、生産等についての規定の整備はなかなか進まなかった
- 1968年：イギリスが「微生物兵器に関する作業文書」をジュネーブ18カ国軍縮委員会に提出
- 1969年：国連事務総長が「化学・細菌（生物）兵器およびその使用の影響」と題する報告
- 1972年：生物兵器禁止条約は署名のために開放-1975年発効（生物兵器は国家安全保障上の保有の根拠が希薄とされ、厳格な検証も不要と考えられたために、1993年まで署名開始がずれ込んだ化学兵器禁止条約と比べて早期に発効）
- 生物兵器禁止条約の内容
  - ・生物兵器の開発、生産、貯蔵、取得、保有を禁止（第1条）
  - ・生物兵器等の破棄及び平和目的への転用を規定（第2条）
  - ・生物兵器等の不拡散（いかなる者に対しても移譲しない、製造・取得につき援助、奨励、勧誘を行わない）（第3条）
  - ・相互協議・協力（第5条）
  - ・生物学にかかわる知識・技術利用についての国際協力（第10条）

## 11-6-2 生命科学・技術の管理

### (2) 生物兵器禁止条約における義務の履行

- 基本的には各国の国内実施-国際的要素は限定
- 検証制度は不存在（⇔1993年に署名開始され化学兵器禁止条約）
- 1990年代には生物兵器禁止条約においても検証強化の取組み
  - ・締約国特別会議（1994年）において「検証措置を含めた新たな法的枠組み（検証議定書）」を検討することが決定
  - ・2001年に開催される第五回検討会議での採択を目指して精力的な交渉but2001年の会合においてアメリカは議定書作成に反対の立場を表明  
←検証という手法は生物兵器禁止条約強化のために有効ではない、安全保障上や商業上の秘密が晒されるリスクを負う、先進国の平和目的の関連施設が過度な負担を負う、平和目的の施設と生物兵器関連施設とを区別することが極めて困難という理由
- 2001年：第5回再検討会議において、検証議定書の交渉は中断し、「代替的アプローチ」に関する検討

## 11-6-2 生命科学・技術の管理

### (3) 生物兵器禁止条約上の信頼醸成措置・履行支援

- 生命科学・技術の急速な発展
  - ・バイオテクノロジーとコンピューターシミュレーションを組み合わせた合成生物学
  - ・生命科学の大衆化 – DIYバイオ (Do-It-Yourself biology)、「ガレージ生物学」
- 1986年：第2回再検討会議において、平和的な生物学的活動についての情報提供を中心とする信頼醸成措置 (CBM) 導入
- 1991年：第3回再検討会議において追加の情報交換、提供、申告合意について合意
- 2002年：再開された第5回再検討会議において、2006年再検討会議までの検討課題として、5つの議題合意
  - ・条約禁止事項実施のための国内措置 (刑罰法規含む)
  - ・病原菌と毒素の安全管理・監視体制確立・維持のための国内措置
  - ・生物兵器使用疑惑または疑義ある疾病に対処し調査を行い被害を緩和するための国際的能力強化 (危機対処)
  - ・感染症監視・探知・診断・対処のための国際的努力強化 (感染症サーベイランス)
  - ・科学者のための行動規範

## 11-6-2 生命科学・技術の管理

### (3) 生物兵器禁止条約上の信頼醸成措置・履行支援

- 従来型の検証措置の検討が中止されたこともあり科学者の自主的行動規範の役割強調
  - ←例えば原子力と比較した場合、小規模で分散した形で研究・利用されており、組織的チェックが困難であるという研究構造・産業構造上の特色
- 2006年：第6回再検討会議において生物兵器禁止条約履行支援ユニット (ISU : Implementation Support Unit) の設置決定
  - ・役割：締約国に対する行政的支援、締約国の国内実施支援、信頼醸成措置報告の提出率や報告情報の質の向上を含めた支援及び生物兵器禁止条約の普遍化促進
  - 信頼醸成措置報告の提出数は2006年の56カ国から2010年には70カ国に増加

## 11-6-2 生命科学・技術の管理

### (4) 生命科学・技術の国内におけるデュアルユース管理実施メカニズム

- 2001年：9.11事件→愛国者法@アメリカ
  - ・不用意な行為から研究者が罪に問われる事例（正規の手続きを経ることなく航空機にペスト菌サンプルを持ち込んだ例、サウジアラビアから鳥インフルエンザウイルスを不法に輸入した例等）
- 2004年：National Academy of Sciences「テロリズムの時代におけるバイオテクノロジー研究」-デュアルユースディレンマ→NSABB（バイオセキュリティに関する国家科学諮問委員会設置）
  - ・何がデュアルユース研究であるのかを認識するための基準の作成
  - ・デュアルユース研究を監督するための国家的ガイドラインの策定
  - ・新規に発生した実験内容や科学技術に対して監督する方策
  - ・バイオセキュリティ教育・訓練プログラムの作成、科学者の行動規範
  - ・デュアルユースに関係する研究方法及び研究成果の伝達や普及についてのガイドライン
  - ・国際協調によるデュアルユース研究監督の方法
    - 例：ポリオウイルスの完全人工合成、スペイン風邪ウイルスの人工合成等検討
- 2011年：日本においても、鳥インフルエンザウイルスに関する論文出版が問題に
  - ・河岡教授（東京大学）が『ネイチャー』に投稿論文-H5N1亜型鳥インフルエンザウイルスのウイルスに遺伝子変異が起きれば空気感染の可能性のあることを示唆
  - ・NSABB：情報の悪用を懸念し内容の一部削除を勧告-研究を60日間自主的に中断-WHOにおいて関係者の議論が行われ、最終的に全文公開が望ましいとの意見-NIHは論文削除要請撤回

## 11-6-3 輸出管理＝移転管理

### (1) 貿易管理

- 分野横断的⇔分野ごとの国際的枠組み
- 輸出管理の枠組みと核不拡散条約体制あるいは生物兵器禁止条約体制が重層的に機能
- (2) 原子力供給国グループ
  - 1975年：原子力供給国グループ（NSG）-核不拡散条約を補完するため日本、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツ、カナダ、旧ソ連の7カ国の代表が原子力技術輸出管理検討@ロンドン
  - 1977年：ロンドン・ガイドラインを取りまとめIAEA文書（INFCIRC/254）として公開
  - 1991年：イラクの秘密裏の核兵器開発
  - 1992年：NSGガイドライン・パート1が強化され、輸出に際しては、輸入国がIAEAと包括的保障措置協定締結していることが条件に+原子力汎用品に関してNSGガイドライン・パート2-IAEA文書（INFCIRC/254/Part2）として公開
- (3) オーストラリア・グループ-生物兵器・化学兵器への転用管理枠組み
  - 1985年：化学剤供給国間の調整のため会合をブリュッセルのオーストラリア大使館で開催
  - 1990年：生物兵器にも対応するために生物兵器関連リスト作成
  - 2001年：9.11事件→「機微な化学品目または生物品目の移転に関するガイドライン」
  - 一部発展途上国から一方的差別措置だとの反発
- (4) 国内的輸出管理
  - 日本の場合：外為法（外国為替および外国貿易管理法）